

2016年12月14日

(報道発表資料)

八潮市

東日本電信電話株式会社
埼玉事業部 埼玉南支店

八潮市との大規模災害等における「災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書」の締結について

八潮市(市長 大山 忍)と東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉南支店(支店長 鈴島 秀一)は、大規模災害発生時における災害時用公衆電話(※1)の事前設置に関する「災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書」を、2016年12月12日(月)に締結しました。

※1 大規模災害発生時等に、自治体等が指定した避難所等で被災者の通信手段確保のため無料で利用できる電話。災害時用公衆電話の概要については、NTT東日本ホームページ(URL <http://www.ntt-east.co.jp/info-st/saigai/index.html>)をご確認ください。

覚書概要

1. 災害時用公衆電話の事前設置について

大規模災害発生時において通信手段確保のために、予め定められた避難所で被災者等が無料でご利用いただける災害時用公衆電話を、八潮市の要請に基づき避難所等に設置します。
災害時用公衆電話は、災害時においても通話制御(※2)を受けずにご利用いただけます。

※2 詳細は、NTT東日本ホームページ(URL http://www.ntt-east.co.jp/saigai/taisaku/kakuho_02.html)をご参照ください。

2. 設置予定場所

八潮市 指定避難所等

覚書締結後、順次避難所等に整備していく予定。

3. 設置時期

覚書締結後、順次設置工事を実施します。